

③奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

(高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税））の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給対象となるのは、保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯（＝非課税世帯）ですが、**保護者等の失職など家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる場合は、家計急変世帯への支援として支給の対象**となります。

2 家計急変世帯の対象要件

基準日時点において、次の①～③のすべてを満たす世帯である保護者等（注）

基準日：7月1日以前の家計急変は令和6年7月1日

7月2日以降の家計急変は申請日の翌月（申請日が月初めの場合は申請月）の1日

- ①高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる
- ②保護者等が滋賀県内に住所を有する
- ③家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税相当であること。）

※支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。

※災害などに起因しない離職（定年退職等）は対象となりません。

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・生活保護（生業扶助）を受給している
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費の支弁対象である
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる）

3 支給額

7月1日以前の家計急変による支給額は下記の表の額となり、7月2日以降の家計急変による支給額は申請日により算出した額（※1）となります。

| 区分 | | 支給額 |
|---------|-----------|----------|
| 全日制 | 一人目 | 122,100円 |
| 定時制 | 二人目以降（※2） | 143,700円 |
| 通信制・専攻科 | | 50,500円 |

※1 7月2日以降の家計急変による申請の場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定します。

（例）全日制1人目の場合で9月申請 → $122,100円 \times 6月(10月 \sim 翌年3月) / 12月 = 61,050円$

※2 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。

- ・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者
- ・23歳以上の高校生等

4 申請方法および必要書類

○申請受付 7月1日以前の**家計急変**：令和6年7月中

7月2日以降の**家計急変**：令和6年7月2日～令和7年1月20日(月)

○申請方法 必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。

申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

○必要書類 (※印は該当する場合に提出が必要です。)

| 必要書類 | 世帯区分 | | ②非課税世帯 (①を除く) | | ③非課税世帯 (生活保護世帯含む) |
|--|------|-------|------------------|-----|----------------------|
| | | | 全日制・定時制 | | 通信制 |
| | 一人目 | 二人目以降 | 通信制 | 専攻科 | |
| 1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(家計急変用) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 家計急変の発生時期および事由を証明する書類 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始決定通知書、廃業等届出、家計急変発生理由書(県教委様式) など | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 令和6年の年収を証明する書類 (例) 令和6年1月～申請時点までの給与明細、会社作成の給与見込み、税理士または公認会計士の作成した証明書、年間収支見込計算書(県教委様式)、売り上げ台帳など | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4. 令和6年度の課税証明書等(扶養親族の人数が確認できるもの) 道府県民税所得割および市町村民税所得割が課税されていることが確認できるもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 保護者等の扶養親族の人数を確認する書類 ・原則4.で確認するため不要 ※課税証明書等では確認できない場合または課税証明書等の内容とは異なる場合は、「扶養誓約書(家計急変・扶養人数確認用)」の提出が必要です。 | ○※ | ○※ | ○※ | ○※ | ○※ |
| 6. 扶養誓約書 ※対象生徒の兄弟姉妹で、保護者に扶養されている15歳以上(中学生除く)23歳未満の者または23歳以上の高校生等がいる場合に必要です。 | ○※ | ○※ | | | |
| 7. 在学証明書 ※保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等がいる場合に、その兄弟姉妹について証明を受けてください。 | | ○※ | | | |
| 8. 住民票記載事項証明書 ※4で課税証明書等を提出する場合で、申請書に記載の基準日現在の住所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場合に必要です。 (該当する保護者等分のみ) | ○※ | ○※ | ○※ | ○※ | ○※ |
| 9. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合に必要です。 | ○※ | ○※ | ○※ | ○※ | ○※ |
| 10. 通帳の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11. 個人対象要件証明書 | | | | | ○ |

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

5 提出先・問い合わせ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 修学支援係
電話：077-528-4587

mail：ma0005@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、子ども若者政策・私学振興課で実施します。

在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。